

介護福祉士養成施設長 様

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会  
大阪福祉人材支援センター  
所 長 石井 慎一郎  
( 公印略 )

## 令和 7 (2025) 年度 介護福祉士修学資金貸付制度の実施について

日ごろから、福祉人材の確保・育成にご尽力いただき、また、本会の運営にご支援・ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、来年度の介護福祉士修学資金貸付事業につきまして、修学生の募集を実施いたします。

つきましては、本事業の趣旨をご理解いただき、申請書類の作成や取りまとめに、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、申請期限までに不備なく書類を整えて申請された方の貸付決定・送金を最優先します。万が一申請書類に不備があった場合は送金が大幅に遅れますので予めご了承ください。

また、昨年度に多かった不備等をご連絡しますので、申請者及び連帯保証人への周知と指導をお願いいたします。

### 記

#### 1. 申請期限 令和 7 年 5 月 20 日 (火) 必着

※申請者名簿が確定していれば、申請書類が整った申請者の方から随時書類を大阪福祉人材支援センターへ送付してください。

#### 2. 学生への周知方法

下記 URL より必要書類を印刷していただき、貸付の申請を希望する学生へ周知をお願いします。

URL : [https://www.osakafusyakyō.or.jp/fcenter/kashitsuke/kaigo/#kaigo\\_fukushishi](https://www.osakafusyakyō.or.jp/fcenter/kashitsuke/kaigo/#kaigo_fukushishi)

#### 3. 養成施設での手続き

養成施設において取りまとめのうえ、次の申請書類一式を、大阪福祉人材支援センターへ郵送にてご提出お願いいたします。

また、下記理由から申請期限までに申請書類の提出が困難な場合は、対象者の氏名を推薦者名簿に記載してください。個別に期間の延長を認めます。

期間延長を認める理由	提出期限
「高等教育の修学支援新制度」と併用し、申請期限に支援区分が決定していない場合	令和 7 年 8 月 15 日 (金) 必着

#### 4. 修学資金申請に必要な書類

下記の推薦状、申請書、同意書、住民票、連帯保証人にかかる書類等を、申請者ごとにセットしたうえで、推薦者名簿の順番に整えて、ご提出をお願いいたします。

##### ○養成施設が作成する書類

- |  |
|--|
| (1) 各申請者の推薦状<br>(2) 推薦者名簿<br>(3) 受入状況 調査票 (令和 7 年 5 月 20 日までに提出してください) |
|--|

## ○申請者が準備する書類

- (1) 介護福祉士修学資金貸付申請書
- (2) 同意書
- (3) 申請者の住民票
- (4) 連帯保証人にかかる書類  
個人の場合：令和6年度の府・市町村民税課税証明書（令和5年中の所得証明）  
法人の場合：(1) 府社協の法人保証の令和7年度審査・承認を受けている場合  
①貸付に同意する旨が議決された理事会等の議事録又は稟議書（原本証明必要）  
②申請者に通知した雇用契約書あるいは雇用通知書、または派遣会社と法人との契約書  
(2) 介護福祉士修学資金保証制度（日本介護福祉士養成施設協会実施）に加入している場合  
①審査承認番号（契約者番号）がわかる書類の写し（利用者IDではありません）  
②貸付に同意する旨が議決された理事会等の議事録又は稟議書（原本証明必要）  
③申請者に通知した雇用契約書あるいは雇用通知書、または派遣会社と法人との契約書
- (5) 生活費加算を受ける場合  
・生活保護受給世帯・福祉事務所長が発行する申請者の生活保護廃止証明書  
・住民税非課税世帯・世帯全員の府・市町村民税課税証明書等（高校生以下は不要）
- (6) 中高年離職者（入学時に45歳以上・離職して2年以内）の場合・離職年月日を証明できる書類
- (7) 作文
- (8) その他、府社協会長が必要と認める書類

※府外に在住し府外の養成施設に入学する方や、在留資格「特定技能」の方は、別に書類の提出が必要です。

## 5. 昨年度からの主な変更点

- ①法人保証について、府社協の法人保証の令和7年度審査・承認を受けていない場合であっても、介護福祉士修学資金保証制度（日本介護福祉士養成施設協会実施）に加入していれば、連帯保証人になれるようになりました。
- ②返還期限について、「貸付を受けた期間内」から「5年以内」に変更しました。

## 6. 実施にあたっての留意点

- ①「推薦状」について  
ご提出いただく推薦状をもとに、貸付希望者の個性や、就労意欲、向学心、家庭の経済状況等を確認し、貸付審査を行います。重要な書類となり、再提出は認められませんのでご注意ください。
- ②生活福祉資金等（コロナ特例含む）の貸付の返済を滞納している場合等について  
申請時点で返還を滞納している方へは修学資金の貸し付けを行いません。また、滞納している方は連帯保証人になれません。
- ③住民票の記載内容について  
住民票は「世帯全員」が記載されているもので、「続柄」と「在留資格」（外国籍の方）の記載も必要です。
- ④同意書の署名について  
留学生の方も住民票に記載している表記で署名するよう併せてご指導ください。
- ⑤法人保証する際の理事会議事録等について  
連帯保証する「申請者氏名」と「保証金額」が記載され、原本証明されたものがが必要です。

### 《申請書類の提出先／お問合わせ先》

大阪福祉人材支援センター 修学資金係【担当：富岡・豆村】  
〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター 3階  
電話 06-6776-2943（祝日を除く 月～金9:00～17:00）  
FAX 06-6761-5413